

令和 2 年11月 5 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和2年11月5日（木曜日）

出席議員（16名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	9 番	山 岸 三 男 君
10 番	柳 田 政 喜 君	11 番	前 原 吉 宏 君
12 番	櫻 井 功 紀 君	13 番	福 田 淑 子 君
14 番	千 葉 一 男 君	15 番	我 妻 薫 君
16 番	大 橋 昭太郎 君		

欠席議員（1名）

8 番 藤 田 洋 一 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
建 設 課 長	花 山 智 明 君
建 設 課 長 補 佐	伊 藤 雅 典 君
教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝 君
教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎 君
子 ど も 家 庭 課 長	櫻 井 清 禎 君
子 ど も 家 庭 課 参 事	今 野 正 祐 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長

齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和 2 年 1 1 月 5 日（木曜日） 午後 2 時 1 5 分開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 説明及び意見を求める事項

- 1) 新中学校整備スケジュールについて
- 2) 美里町立小中学校における 2 学期制の導入について
- 3) 放課後児童クラブの運営について
- 4) その他

第 4 その他

第 5 閉 会

午後２時１５分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 先ほどまでの11月会議、大変御苦勞さまでした。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は４件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いします。

本日の全員協議会、藤田さん欠席です。

ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。

11月会議、本当に御苦勞さまでございます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目は新中学校整備スケジュールについて、２点目は美里町立小中学校における２学期制の導入について、３点目は放課後児童クラブの運営についてでございます。

初めに、１点目の新中学校整備スケジュールについて御説明申し上げます。

新中学校の整備につきましては、令和６年４月１日開校を目指し進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の計画に遅れが生じており工程を精査し協議した結果、開校時期を令和７年４月１日に変更することとしたものであります。

本日は新中学校整備スケジュールの変更について御説明申し上げるものでございます。

次に、２点目の美里町立小中学校における２学期制の導入について御説明申し上げます。

近年、宮城県内の小中学校において、３学期制から２学期制に移行する市町村が増加しております。教育委員会で協議を重ねてまいりました。

本日は、その協議の結果に基づく今後の方向性について御説明するものであります。詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、３点目の放課後児童クラブの運営について御説明申し上げます。

放課後児童クラブは、現在、町内５か所で実施しておりますが、近年、核家族化や共働き世帯の増加により、利用児童数は年々、増加の傾向にありますことから新たな開催場所の設置を考えているところでございます。

本日は、放課後児童クラブの開催場所の増設と新たな施設整備について、御説明申し上げる

ものであります。詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長（大橋昭太郎君） それでは早速、説明及び意見を求める事項、1）新中学校整備スケジュールについてに入ります。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、1点目の新中学校整備スケジュールについての説明員を紹介させていただきます。建設課長の花山でございます。

○建設課長（花山智明君） 花山です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 建設課課長補佐の伊藤でございます。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長、佐藤でございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは早速、建設課長より説明を行います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。新中学校整備スケジュールについてという表題のA4の用紙1枚と表5-2とありますA3の用紙1枚、美里町新中学校整備等事業（仮称）公募スケジュール案と表題のありますA4の資料2枚です。

それでは、新中学校整備スケジュールについて資料に基づきまして説明をさせていただきます。

今年度初めから本格的に流行が始まりました新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者や関係機関との協議、打合せ等ができない期間があり、その後も効率的に業務を進めることができず、当初の計画から遅れが生じ、開校時期の変更が必要となりました。

それでは、これまでの経過について御説明いたします。

資料1枚目の中段になります。

令和元年度でございますけれども、令和元年5月23日に教育委員会から教育財産の取得申出がありました。同年6月13日、令和元年6月会議で関係予算を上程させていただいております。

同年7月29日には、新中学校整備予定地地質調査業務を契約しております。9月2日には、新

中学校整備等民間活力導入可能性調査を契約しております。同年9月30日に、関係地権者等に地質調査などの実施の説明会を開催しております。令和2年2月14日には、地権者等関係者に地質調査の結果の報告をしております。同じく2月18日に議会全員協議会で地質調査及び導入可能性調査の結果の報告をさせていただきます。同月25日に総合教育会議で、同じく地質調査及び導入可能性調査の結果の報告をさせていただきます。

令和2年度でございますが、令和2年4月2日に、中学校整備造成基本設計業務の契約をしております。同じく4月13日に新中学校整備等事業者選定支援業務の契約をしております。9月17日には、中学校整備造成実施設計業務を契約しております。直近としましては、10月20日に総合教育会議で、本日説明いたします新中学校の整備スケジュールについて説明しております。また、同月21日に、地権者等関係者に、同じく整備スケジュールを説明させていただきます。

次に、今度の工程等について、伊藤補佐より説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） よろしく申し上げます。

次に、工程について説明いたします。

工程については、冒頭お話ししました新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関や事業者との打合せや協議等が今年度初めから5月末まで行えない状態にありました。緊急事態宣言解除後は、皆さんも御存じのウェブ会議等で打合せ等を進めてまいりましたが、対面での打合せとは異なり、思うように進まず、効率的なものではなく、工程に遅れが生じてきたものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症以前についても、昨年10月の台風19号の災害の関係で、地質調査が計画より2か月程度遅れており、造成基本設計等の発注時期に影響が出たものと考えております。

これらの積み重ねなどで、おおむね6か月程度の遅れが生じ、当初予定しておりました開校時期に変更が必要となったものであります。

変更後の工程の概要といたしましては、PFI事業につきましてPFI事業募集要項の公表を令和3年5月に行い、令和3年11月にPFI事業者の選定を行い、令和4年3月に契約を締結する見込みであります。

許認可関係については、農振除外の申請を今年中に行い、来年6月頃までに除外を完了する予定で、その後、農地転用、開発行為についても許可申請を行い、来年10月頃に許可を得る予

定としております。

用地取得につきましては、農振除外後、速やかに進めたいと考えております。用地取得に關しまして、農振除外前の取得の方法も今後検討する考えであります。

中学校の建設工事につきましては、令和4年度に造成工事と建築の設計を行い、令和5年度、6年度で建築工事等を行い、令和7年4月の開校を目指すことになります。

以上、説明となります。お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） この関係の説明は、以上でよろしいですか。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 追加で、お手元の資料2枚目のA3の資料となりますが、ここで令和2年度で予定している事業について説明させていただきます。

上から②のPFIの手続は、引き続き公募から業者選定まで、令和2年度から令和3年度にかけて実施したいと考えております。

3番目の地質調査等につきましては、令和元年度に地質調査を行って、令和2年度にはその用地測量と5番目にあります造成設計を併せて契約しております。

同時に、造成設計の詳細設計も9月に契約をして進めておるところでございます。詳細設計の期間といたしましては、この詳細設計の中に開発許可の申請の手続の完了までを見込んでおりますので、令和3年度までかかる見込みとなっております。令和3年度以降につきましては、令和2年度からそのまま令和3年度予定している事業がそのまま1年ずつ、令和4年、5年、6年に事業がスライドしていく形となっております。

4番の農振除外については、今関係機関と協議中ございまして、先ほどの説明にもありましたとおり、今年中の農振除外の申請を行いたいと考えております。

次に、3枚目、4枚目のPFI事業のスケジュールについて御説明します。

2020年度、令和2年度の予定でございますが、今後、中学校の実施方針の公表を11月に行いたいと思っております。あわせて、学校の建設の要求水準書の公表も併せて11月に行いたいと思います。要求水準書と実施方針を公表し、その後、参加する公募予定の業者からの意見を受け付けまして、さらに今年度内で要求水準書の修正や質問に対する回答を行って、最終的には令和3年5月に最終的な要求水準書等の公表を行い、令和3年9月に提案書の受付を開始して、令和3年11月に事業者選定を行い、結果の公表も11月に考えております。その後、審査講評の公表を行いながら、3月までの間に事業者選定、予定業者との契約内容の詳細を詰めながら、3月に正式に契約をしたいと考えておるところであります。

以上、PFI事業についての説明を終わります。

○議長（大橋昭太郎君）　ただいま説明をいただきました。

皆さんから意見、質問等、何かありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君）　まず1点お聞きしたいんですけども、やはり困難なのが用地取得、用地交渉。こちらなんですけれども、当初の計画よりも随分遅れているようですけれども、現時点での進行度合いと、ほかのスケジュールに比べてこちらのほうが倍以上延びているということで、本年度はこの予定地につきましては、農家の方は当然作付けをしていた場所だと思いますけれども、来年度につきましてはどのような形になるのか。その辺、説明できるのであればお願いします。

○議長（大橋昭太郎君）　建設課長。

○建設課長（花山智明君）　お答えします。

まず、最初の用地取得の関係でございますけれども、当初の案、黒い線で見ますと、令和元年度中に取得するような線になっておるところでございますけれども、実際、昨年度からこの新中学校の事業を進めた中で、許認可関係の申請後でないと、この用地が取得できないということでありましたので、実質目標値としましては、今年度末の用地取得を実際予定しておりましたが、それが実際コロナの関係で延びて、お渡しの資料にあるとおり、用地取得につきましては令和3年9月ぐらいをめどに取得をしたいなというところでございます。

作付に関してでございますけれども、こちらも、先ほど申しましたが、10月21日に関係地権者さんにこの説明をしておりまして、来年度に関しては作付は可能ですということで、仮に稲刈り前に契約したとしても、引渡しは刈取り後ということで、来年の作付は可能ですということで説明をして、御理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君）　柳田議員。

○10番（柳田政喜君）　作付は可能ということで、その取得が済んでも、その作物は収穫可能ということでよろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君）　建設課長。

○建設課長（花山智明君）　そのとおりでございます。

○議長（大橋昭太郎君）　柳田議員。

○10番（柳田政喜君）　ひとまず安心したところでございますが、計画はもう既にかなり遅れている。それで、現在の進行状況というのは先ほどお聞きしたと思うんですけども、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 現在は関係地権者さんと合計3回説明会をさせていただいております。その中で、数字で具体的に取得がいつという話まではしてはございませんけれども、同じ工程表を今回お渡しして説明をしておりますので、おおむね来年の秋ぐらいを一つの目安として取得したいという話はさせていただいて、おおむね御理解はいただいているものと私は感じているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） やっぱここが一番根幹になる部分ですから、この部分はしっかりと誠意を持ってお話し合いを持って、理解をしてもらってスムーズに進めていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。

単純にスケジュールに関してお聞きします。コロナの影響によって協議、打合せ等ができませんでしたというのは、具体的にどういった状態、行えない状態というのが具体的にどういった状態だったのか。町のほうとしてどういった対応だったからできないとか、相手方としてどういった形というところをちょっとお聞きしたいと思います。

そして、ウェブでの協議ということは行っているけれども、なかなか思っていたように協議ができないというのは一体どういったことなのか、お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） お答えします。

1点目でございますけれども、国の緊急事態宣言、コロナの関係です、これが、首都圏は4月7日からで、全国に広がったのが4月16日からで、解除になったのが5月25日ということで、おおむね年度の初め、4月初旬からかなり全国的に蔓延してきていたという状態で、我々も緊急事態宣言後は、基本的に出張等を行わないような状態になっておりますし、相手側でもなかなか受入れが難しいということで、実際、この約2か月間に関しては、ほぼ対外的な協議というのは凍結になっていたということでございます。

あと、ウェブ会議等でございますけれども、我々も当然これは初めての経験で、確かに電話で話をするよりは話は通じるというか、できるものでありますけれども、やはり対面して書類をお互いに突き合わせながらということではなくて、今はメール等で当然書類等やり取りはあるんですけれども、どうしても効率的にできないということもございますし、時間にもある程

度制限が出てくるというか、そういったところもあって、やはり通常時とは違う効率というか、そういったものを感じていたところでございます。それを何か目に見える数値とかに出せというと、なかなか難しいことではありますけれども、現実問題として効率的ではなかったと。あと、緊急事態解除後も、いわゆる民間企業さんとかそういったところも、皆さんテレワークとかでなかなかつかまりにくい。ちょっと言い方はあれですけども、電話をしても会社に出社していないということで、いわゆるメールでのやり取りというようなことも多数ありまして、どうしてもリアルタイムでの話ができないと。メールで送って、その回答をしてるのが例えば翌日であったり、時間がたってからと。そういったことがやはり積み重なって、結果的に遅れが生じていたと思っているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。鈴木議員。

○２番（鈴木宏通君） ２点ほどお聞きいたします。

２枚目の表５－２、③美里町測量・地質調査がございます。その中で、ボーリング調査をした結果は公表となっておりますが、私たちも教えていただきましたが、上の現況測量・用地測量等が令和２年度に赤い線でベクトルというか、こうなっておりますが、これはきちっと用地測量等は終わったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） お答えします。

ボーリング調査のほうは今年の２月に説明をさせていただいております。

用地測量のほうでございますけれども、こちらに関しましては、今行っている造成実施設計と一緒にございまして、いわゆる用地取得するための前段の測量ということになります。これに関しては、稲刈り後に現場に入ることなので、そろそろ現場に入って、年内中にはいわゆる地権者さんに立会いをいただいて、境界をきちっと確定して用地取得に向けていくという作業でございますので、今進めているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○２番（鈴木宏通君） この、今多分これが農地転用の手続等の農振除外等の申請に関わる一番用地測量の基になるというところでございますが、これがきちっと地権者の方にもこの報告があり、測量結果を提出し、それに間違いがないというのを進めてから、この転用届を提出するわけですが、この測量は地権者の方には説明会というのはするわけですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） これに関しましては、まず書面で現地に立ち入りますよというもの

は出してございますし、重ねて、先ほど申しました21日の説明会でも、同じく測量しますと、あと現地の立会いも必要ですということでお話をさせていただいて御理解をいただいているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） それで、この用地測量の結果、例えば年内に終わるということですが、この結果は我々にもある程度、面積等の報告等は全く行われなく進むわけですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） お答えします。

面積等、当然今回用地測量しますので、面積も出てきますけれども、基本的に今回筆を分けて購入ではなくて、今回の箇所は全部丸筆購入するような形になりますので、基本的には今登記してある公簿の面積になるのかとは思っていますし、あと古い箇所ですと結構、今の測量技術でやりますと面積の誤差が生じるんですけれども、まだ測量はしていないんですが、最近圃場整備したところで座標もきっちりなっております、恐らく、推測ですけれども測量の精度はかなりよろしいのではないかなと思いますので、面積が大きく変わるということはないと考えております。もし何か大きく変わることがあれば、説明は必要なのかなと思うんですけれども、基本的には今基本計画等でお話ししている4ヘクタール、3万九千何がしなんですけれども、その面積が大きく変わることがなければ、改めて説明ということは今のところ考えていなかったところでございます。（「もう1点だけ」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 2点目になります。

⑩負担金・交付金の申請になります。これが令和元年度から本当は文科省または宮城県との事前協議が始まって、いろいろな申請等が進むわけでしたが、今年度これは行っていますか。行えたのでしょうか。これだけお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 私から御説明いたします。

宮城県とのPFIスケジュールに基づく学校建設の打合せについては、10月22日に行わせていただきました。打合せで、補助金の申請については、町に所有権が移る年度ということに、一括して補助申請をするということで指導を受けました。ですので、この工程表からいきますと、令和6年度に補助金の交付申請をして、国からの補助金を受け入れるようなスケジュールになります。その前段といたしまして、令和5年度には6年度に補助金を申請しますよという

事前の要求を5年度にするようになります。それで、その間にもやっぱり補助金の受入れメニューがちょっと微妙に採択基準が変わるということもありまして、今後も毎年度1回程度は補助金絡みの打合せを進めていかなければならないと思っております、それはやっていきたいと思っております。

ですので、一応工程表的には、本申請は令和6年度になりますが、毎年何らかの情報提供をして、逆に情報提供をいただくという形で進めさせていただくために、工程的にはずっと毎年というか、何らかの協議があるので、線を引かせていただいているところであります。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） もう一度質問します。

今、いろいろな年度により文科省、上から来るメニューが違って、例えば負担金、交付金の内容等が変化する可能性があるという今の御説明でしたけれども、これから例えば学校建設に関わる負担金が、当初計画していた部分より大きく変わる部分があれば、この年度の、例えばいろいろな協議をした時点で、全員協議会または私たちにいろいろお知らせをしていただける部分というのは可能ですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） お答えします。

今、伊藤が話したとおり、毎年いろいろ情報交換をしながら情報を得ていくと。その結果として、当初予定していたよりも例えば交付金の額、交付対象分が下がったりとかということになれば、その辺は財政のほうとの話にもなりますけれども、その度合いにもよるかと思うんですけれども、それは大きく変われば、これは重要な変更になりますので、その都度議会の皆様には御報告させていただきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 最後に。

今、大きく変わればという御説明でしたが、多少の変わり、少しでも変われば、少しでもいろいろと私たちにも教えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 失礼しました。その辺は、変更があれば、いろんな情報に関しては逐次報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田議員。

○1 番（吉田眞悦君） 先ほど総務課長から説明員、教育委員会のほうもありましたので、ちょっと教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

この開校が1年延期になるという、その要因についてお話がありました。今さら戻っても仕方ないんでありますけれども、それで、この7年の開校、4月開校ということで、1年、当初からすれば2年延びるような格好になるんです。それで、新しく開校する7年からだと、今の小学校2年、3年、4年生が新中学校に入るようになります。今の5年生までは、町内の中学校に入るんであれば既存の中学校で卒業するというようなことになってくるんです。私の計算が間違っていればあれですけども。

それで、まず一つは、この1年開校が延びることによって、子供たちには影響がないのか。あくまでこれは今後のことで、まだ時間があるわけですから、どうなるか分かりませんが。それと、（「一つずつ」の声あり）では、それをまず、延びることによって子供たちに何ら影響が出ないのかということを、まずお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） この1年という部分についてはすごく大きな意味がありまして、今吉田議員からお話のように、影響はあります。これを、今までですと令和6年4月の開校ですと説明してきておりましたので、それぞれの保護者の皆さん、それからご家庭の皆さんという部分に関しましては、それに向けていろいろと考えられてこられたと思っております。それが1年延びると、新しい中学校には入れない、それから新しい中学校に少しでもいいから入って卒業したいということも考えられるわけです。したがって、今1年延びることで全然変わりはありませんよということは、教育委員会としては言えないだろうと、そのように思っています。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1 番（吉田眞悦君） 私もそう思うんで、あえて聞いたんで、恐らくそういう御家庭も含めて子供たちであっても、それは期待していた子供たちもいると思うんで、そういうところは今後まだ先の話ではありますけれども、いろいろきちんとした説明を、フォローをしていってほしいなと思います。

あと次に2点目。学校関係ですけども、この統合に向けていろいろ行事等を組んできたはずですが、これからやる部分も含めて。そういう点での今後の何というのか、取組というのか、それについてどのように教育委員会で考えているのか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） この後にも、議員の皆様方に説明申し上げなくてはならない点がございます。いろいろと学習指導要領の改正等々がございまして、それも含めて考えているわけでございます。特に学校行事につきましては、統合される前段のそれぞれの中学校でどのような行事をしていくかという部分につきましては、具体的な部分はまだ確定はしておりませんでした。これからいろいろと協議していくことになりますが、大きな意味で考えますと、教務主任者会議とか教頭会議、それから校長会議では、これをこうしてという案は立てておりましたが、具体的にはそれを決めてはいなかったということなんです。ですから、今後またさらに、令和7年4月の開校に向けて、事前準備としてどういうものが改めて必要なものがあるかどうか、そういったことを考えながら進めさせていただきたいと思います。

それから、4月以降の部分について、開校した後の部分についても、これも同時に考えていかなければなりませんので、その段取りはしていきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 1年延びるという単なる1年ではないと私も思っていますので、だから今後、いろいろな対応ということが、逆に時間を取れるからということには相ならないと思いますので、やっぱりきちっとしたスケジュールを組みながら対応していかないとうまくないと思いますので、よろしく。

あと3点目。今度は学校そのものの施設。やはりそれなりの年数がたっています。プラス1年、また追加になるんです。それで、既存中学校の施設がまた1年延びるということによって、使用していくということになるわけですから、それに対しての影響というのは今どのように見ているのかと。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） それでは、この部分に関しましては、教育次長からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは私から御説明をさせていただきます。

やはり今おっしゃられるように、非常に心配な部分であるということでございまして、今年度、まず各学校の状況を、これは小中学校全てでございしますが、学校現場を住宅建築センターと一緒に現場を確認いたしまして、状況をよく専門家の目も含めて確認をしたいと。それで、その結果で必要な修繕をしっかりとやっていければというところで、現在考えているところで

ございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 開校までこのまま順調に7年4月に開校になるということで、それでもまずこれから丸4年もあるんです。ですから、その4年の間に特に小牛田中学校なんかも何か雨漏りしているというような話も聞いていますし、だからそういうきちとした教育環境の中でできる対応という、またかなりの出費が出てくるのかなと。ただ、今後の予定からすれば、ここにも書いてありますけれども、既存中学校は結局7年度から解体するわけです。どこまでお金をかけられるかでその4年間を対応していくかということになろうかと思いますので、そのところはやっぱり十二分に精査をした上で進めていくべきだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 山岸です。何点かお尋ねをいたします。

まず最初に、先ほどの説明で農振除外・農地転用、開発許可、これは今年度中に申請を出しますというお話でした。それで、この全体工程表を見ますと、令和3年10月に同時許可というスケジュールになっていますが、これで言うと結構、いわゆる10か月から11か月、申請してから許可というのは、予定では10月に許可を同時にもらうというお話なんですけれども、やっぱり10か月、11か月かかるということで、その一応確認が一つです。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 先ほどお話しした内容としまして、まず農振除外に関しましては、今年中に除外の申請をしたい、12月までにです。それから、県に言われているのが、標準で6か月程度かかりますということです。6月ぐらいまでに農振除外については完了させたいと。その除外になってから農地転用と開発行為の許可申請を行います。それが、こちらも標準的にはおおむね3か月程度ということです。9月、10月ぐらい。それで、この農地転用と開発許可に関しては同時に許可になりますので、ここに同時許可ということで、おおむね10月頃までには開発許可と農地転用の許可を得たいと。いずれ相手がある許認可ですので、今は標準工程を入れていますので、目標値として、これより早く当然進めたいところではございますけれども、まず目安、目標値としてこのぐらいで許可を得ていきたいなというところで工程表は書かせていただいております。（「分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） それで、工程表②のPFI、これは赤い矢印になっているので、今まで

の計画で言うと1年以上遅れるということです。3年11月、来年の11月にPFI事業者を選定して次の年の3月までに事業者との契約をするというスケジュールになっています。これも予定よりも1年近く延びているわけですが、この予定で事業者、これも当然募集をかけて進めるんだと思うんですが、何とかいいですか、いわゆる一番肝心な部分です、ここは。この選定が決まらなと仕事に入れないのではないかと、思っているんですが、いかがなものですか、この辺は。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） PFIの工程表、お手元の資料で3枚目、4枚目に工程表がござい
ますけれども、本来のスケジュールであれば、今年度末にPFI事業者を決定して来年度から
工事に入りたいと考えていたところでございますけれども、これは先ほどお話ししたとおり、
コロナの関係で遅れが出ているということで、実際、公表に関しまして、要求水準書というこ
ういうものを造りたいというものを来年5月に公表します。それをやりたい事業者さんが見て、
提案書を、今の予定ですと9月の初めまでに出していただくと。その出していただいたものを
我々が書類審査をしながら、最終的には10月末にプレゼン、いわゆる説明をしていただいて、
11月初めには事業者の選定をしたいと。それから結果の公表があったりとか、審査内容の公表
をして、協定書とか事業契約書をその事業者さんと詰めながら、来年度末、令和4年3月末に
事業者と契約を締結すると。それで、令和4年4月から現場に入っていくというような工程を
引かせていただいているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） それからもう1点です。今説明のとおり、令和4年度からいわゆる造成
工事を始めると。当初の計画では、いろいろ地質調査の結果で建物を建てる部分は盛土期間を
11か月、あとほかの工程とかほかの場所は4か月とかという、一応盛土の期間を設けてありま
した。この工程表を見ると、かなりこれも土盛り工事等、工事監理ということで、最初の説明
でも結構延びていますから、その分土盛り期間も長くなるということでよろしいのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（花山智明君） 私が地質調査の結果で一番長いところで沈下に約11か月かかるとい
うことは説明させていただいております。当然その中で短いところと長いところがありまして、
これは事業者が決まってからいろんな工程の打合せにはなるんですが、今考えている中
では、1年間で造成工事をするという中で、11か月というと約1年かかります。土も1日、2
日で多分盛れるものでもないもので、もしかすると沈下がかかるところは1年以上造成にかかる

ところもあるのかもしれませんが。ただ、全体がそうではないので、その辺はできる箇所から次のステップの工事に入っていくという。その工程に関しては、やはり事業者が決まって、きちんと工程を引いて、3年間の中で最終的に終わらせるという工程になるかと思いますので、1年間で建築の設計と造成という話を、今かなりざっくりした工程になっているところで、目安としてそんな形ということですので、地質調査で沈下に11か月かかるというのは、我々としてはそれはマックスと考えていますので、実際はいろんなやり方等で、全体の3年の中できちんと収められるような工程になるのかなと。それに関しては、やっぱり事業者さんが決まらないとなかなか詳細な工程が出てきませんので、その辺に関しても随時御報告させていただきたいとは思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私は一般質問でもいろいろお尋ねをしまして、一番は造成工事、盛土と転圧期間、非常に私は気になっています。とにかく12メートルボーリングして岩盤にぶつからないというそういう状況の中で、盛土で工事を進めると。土留め工事をしながら工事を進めるという内容でしたので、非常に心配な部分がありますので、今課長の説明があったように、業者さんが決まりましたらその辺の打合せをしっかりといただいて、安全に建物が建つように私からよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） ①の部分です。まずこの部分ですが令和2年まで延びているんですけども、この基本的な計画が残っている部分というのはどういう内容ですか。現状です。1年延ばすけれども、では基本的な計画ができていないのに次がなかなか上積みにならないので、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） ①の工程ですけれども、中学校の基本計画等の作成は終わっております。ここで赤線が令和2年度になっておりますのは、先ほど教育次長もお話したように、現在の小中学校の状態を建築住宅センターに委託して調査するという業務がここに入ってきておりますので、その部分が令和元年度から令和2年度にそっくり移って、今年度到现在やっているという状況になっております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ということは、今言った部分だけがこの基本的な計画の中に残っている

と、こういう考えでよろしいですか。あとは全部基本的な計画というのは出来上がっているということで。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 基本計画の策定については終わっております。残っているのは長寿命化計画ですかね。今後残るといふか、小学校、中学校の修繕計画を令和2年度に策定するという業務が残っているということであります。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっと質問が悪いのか、要するに、2019年、元年度までに終わりますという計画が2年度いっぱいかかりますということで1年間延びているもの、この部分、基本計画のどこが延びているんですかと私は聞いているんです。（「長寿命化」の声あり）長寿命化だけでよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

まず、このもともとの令和元年度の部分です、長寿命化修繕計画ということでこれを載せておるのは、現在、長寿命化の計画は立てておるのですが、今回この事業を補助事業として採用する場合に、例えば長寿命化計画の中にそれをうたわなければならないというような、位置づけなければならないというような、そういうちょっと県のそうなるかもしれないという指導がございまして、その長寿命化計画の中でそれを位置づけるというようなところをちょっと考えるための計画というところございまして、ちょっと今建設課で県のほうとその補助事業のやり取りをしているとは思いますが、今回のこの中学校長寿命化の中でしっかりと、今のところはそれにつきましては別途考えるという長寿命化計画になっておりますので、それを例えば補助の要件、長寿命化計画の中に組み入れておかなければならないというようなことであれば、今年度中にその計画の変更といふか修正をするというようなことで、ここに載せているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっと質問……。

実は②のほうにちょっと移りますけれども、PFIです。PFIの導入というのは我が美里町で初めてです。そういう意味で、延びるということについてはこれはしようがないと思うんですけども、少なくとも計画は2019年から2020年まで1年ぐらいやっているわけです。PFI

のこの方式を導入していく中で、今何も実は、何といいますか、計画どおりというか考えたとおりに、今までは進んでいて問題がないのかどうか。一番気になるところなんですけれども、問題は。そういう意味で、このところを見ていると、まだ募集はやっていないし、相手等は決まっていないわけです。相手のないところでこれを一応検討しているわけですから、この辺のことがすごく気になるんです。例えばこれを見ますと、協定締結等・契約と、このようになっています。協定ということは、今回のPFIの中には監理業務が当然入っていますので、協定をきちっとつくった上に個別の契約を積み重ねていって監理をしていくんだらうと、一応は予測しています。ですけれども、協定書をつくるということは、これをつくるためにどこまでかというのは、コロナによって変わるものではないのではないかと私は思うんです。これは考えるほうが心配し過ぎるのか。この辺のことがすごい気になるので、できるだけ理解しやすいようにちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは御説明させていただきます。

確かに、今おっしゃられるように、今の部分につきましてはコロナが云々というところではないのですが、もう一度ちょっとこの公募スケジュール案につきまして御説明をさせていただきたいと思います。（「余り細かいのはいいから、質問は別として」の声あり）

それでは、これからそれぞれの手続を進めさせていただいて、そして最終的には2021年12月、審査が終わってから協定書締結ということになります。これにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたような基本的な決め事をまず定めて、細かいところの事業契約書の交渉をして締結をするというところでございまして、スケジュールといたしましては、今回コロナの影響で再度このように組ませていただいて、3月に議会の議決が必要になるということになると思いますが、契約をさせていただくというような流れになるというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） このところをもう1回ね。ということは、協定書をつくるというところまではいつているんですね。相手は別ですから、協定書をつくるということは、全体像が……されていなかったら協定書なんてなかなかつくれないわけです。だから、協定書をつくる準備が完了していますか。相手は分からないけれども。これでよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、一番重要になるの

が要求水準書になります。この要求水準書の中でそれぞれの設計、施工、維持管理、これをし
っかりとまずお示しして、それに基づいていろいろ質問を受けて、そしてそれに対して質問に
回答しながら中身を積み上げまして、最終的な公募要項を公表するということになりまして、
それに基づいてまたやり取りが進んでいくということになります。

それで、あとリスクです。例えば、どちら側がそれぞれ請け負うかと。いろんなリスクがご
ざいますけれども、そういうものも整理しながら、お互いに協議をすると。なので、この協定
書締結のときに、そこの細かい協議をしっかりと、その後の事業契約につなげていくとい
うような流れになってございまして、これからその内容をずっと詰めていくというようなこと
になるということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） このところはちょっと難しいと思うんですけども、協定書をつく
るためにということは、機能とか、求める効果とかというものがちゃんと決まっていなくて
くれないわけです。だから、それはちゃんと決まっていますと、したがって、そういう要求す
るものは出来上がって持っていますけれども、相手が決まらないというのでよろしいんですか
というだけなんです。（「この表の流れ……」の声あり）ということは、もうできているとい
うことでよろしいんですね。細かいのではなく、できているんだか、できていないんだかと
聞いているだけですから。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） これにつきましては現在
作成中でございまして、これは令和3年5月に固めまして、そしてそれに基づいて協議を進め
ていくということになります。

○14番（千葉一男君） 変更がないだけですね。変更はないけれども計画どおり進んでいると、
こういうことですね、今の話だと。そうですね。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） そのとおりでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） それから交付金の問題ですけども、行政は単年度主義ですから毎年こ
のように出てくるのはそれはよく理解できるんですけども、この負担金・交付金というこ
うな補助制度みたいな、要するに補填財源については、メニューは変わっていくけれども、表
現は、基本的には、目的に対して何といいますか、補助制度みたいな、補助とは言わないかも

しれないけれども、そういう補填財源があるだろうと思います。大きく変わればしょうがないんですよ、これはどうしようもないです。これを今の想定した中だと全体の何割ぐらいになるんですか。前には数字で出ていましたけれども、今言ったように変化はないですか。それだけです。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、通常の手法で整備するやり方と、あとPFIの手法で整備するやり方につきましては、同等な手当をするということで、補助制度となっておりまして、ただ、その補助の仕方です。先ほど一括でというお話がありましたけれども、基本的にはその補助額につきましては通常と変わらないということで、予定とは変わっていないというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 分かりました。

それから、既存中学校の解体工事というのがあります。これは解体が決まってここにスケジュールがあるのか。あるいは、跡地の利用とかいろいろ書いていますので、既存中学校の跡地についてどこまでこれは検討して、解体まで計画の中にのっているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

基本的には、小牛田中学校、不動堂中学校につきましては解体ということで考えておりまして、不動堂中学校の武道場につきましては残すというところで考えているところでございます。あと、南郷中学校につきましては既存施設を活用していくというところで進めているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 分かりました。

新しい学校ができるまでの移行のことで、遅れるのもまた大きな問題なんですけれども、今の今持っている国のいろいろな施策、メニューについても、それを包んでいる社会環境が今大きく変わりつつあるわけです、社会的に。だから、そのことによって多分また問題が、今とは違う問題が出てくるのではないかと心配しています、私は基本的には。そういう上で、本当に安全安心を確保するために、この既存のものをどう位置づけていくかということは大きな問題だと認識をしています。そういう意味で、今言ったように、一応解体がほとんどですよね。本当に解体は全部が本当にいいのかどうかということも個人的には思いますけれども、その辺は

よく検討しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 3点ほどあるんですが、まず②の、先ほどスケジュールですか、3ページのところで説明ありました。そこでその内容を見ると、募集要項作成が今年の11月で完了するというようなことですが、募集要項は終わったんですね。（「平吹議員」の声あり）②PFIの関係で、次の3ページで、いわゆる今年の11月で募集要項作成終了の予定になっているわけなので、これは作成は終わっているのかということを聞いているんです。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 3段目の部分、募集要項等の募集要項作成がここで11月で終わっているんだけどもというところですね。（「はい」の声あり）

それで、まず募集要項というのが2枚目の5月に公表というところがあるのですが、（「2枚目ですか」の声あり）すみません、スケジュールの2枚目で一番最後です。ここの募集要項等の公表ということで、これは、まず11月まである程度案を固めるということで11月を目安に考えておりまして、その後、実施方針については特段変わるものではないのですが、ここの11月に要求水準書案を公表するという予定にしております、この要求水準書案につきましては、ここに意見受付（対話）ということで書いてございますけれども、これを行った上で修正、調整をしていくというようなところで、これを経て最終的に公表となります。それで、募集要項というのは、実施方針と要求水準書、これは案を取ったものです、これが基本的に募集要項ということで完成するということでございまして、11月までにつきましてはあらあらの案というんですかね、まずはそれを作成してというところで、ここに書いてあるというところでございます。

○5番（平吹俊雄君） そうすると、募集はまだしていないということでもいいんですか。分かりました。まだですね。（「まだ」「5月」の声あり）分かりました。

次に、④の用地取得です。これなんですが、面積的には変わらないというような、建設課長からお話がございました。ということで、前に説明を受けたときに、いわゆる外でやる競技、野球、ソフトボールあるいはサッカーかな、その場合に、野球とソフトボールは日にちを代えて練習なり試合なりをやるんだというお話をちょっと頭に入れていたものですから、その辺のような、前と変わらない考えだったのかどうかお聞きしたいです。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 現時点では、議員がおっしゃるように考えていると、兼用で考えているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○５番（平吹俊雄君） 兼用では差し支えないんですか。その辺はＰＴＡとか、あるいは生徒かな、その辺ちょっと分かりませんが、その辺はお伺いしているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 新中学校の部活につきましては、今のところ、基本的に今ある部活動を基本に全てできるようにということで考えております。しかし、今度開校準備委員会を、ちょっと立ち上げが遅れておるのですが、これはちょっとＰＴＡの活動も今はなかなかやり切れないということで、もう少し落ち着いてからその辺を立ち上げていきたいとは考えておるのですが、その開校準備委員会の中で、その部活動、内容、種類、そういうものにつきましても検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○５番（平吹俊雄君） そうしますと、その辺は生徒に支障のないようにスムーズな部活ができるように、ひとつお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、⑩の負担金・交付金ですけれども、いわゆるこの時期が遅れたことによって文科省なり、あるいは宮城県なり、この辺はその負担金・交付金に差し支えはないのかどうか。その辺を。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 先日打合せしていただいた中では、きっちりと開校前年度、令和６年度に一括で申請していただくという確認を取っていますので、それまでの間は情報共有ということのみということの意見を共有しておくということだけになっております。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○５番（平吹俊雄君） 情報共有ということなんですけれども、いわゆるその、変わらないということでもいいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○建設課課長補佐（伊藤雅典君） 変わらないということになります。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ちょっと次に行く前に、10分ほど休憩したいと思います。

午後 3 時 2 5 分 休憩

午後 3 時 3 4 分 再開

○議長（大橋昭太郎君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、次に 2）美里町立小中学校における 2 学期制の導入についてに入ります。

総務課長、同じでよろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは教育委員会教育長、説明をお願いします。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 本日は議会全員協議会を開催していただきまして感謝申し上げます。

教育委員会から御説明申し上げますのは、美里町立小中学校における 2 学期制の導入についてでございます。新学習指導要領の完全実施に伴い、子供たちと教職員にとって、ゆとりと達成感のある教育活動を実践するためには、2 学期制を導入することにつきまして必要であるということを感じております。その点につきまして御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長から御説明を申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、毎年開催していただいております議会の出前授業でございますけれども、中学校 3 校の校長、それから教頭といろいろ協議をこれまでさせていただきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響というのがすごく大きな部分がございまして、今年度につきましては実施を見送り、差し控えざるを得ないなと判断したところでございます。どうぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは私から説明をさせていただきますと思います。

資料は 2 枚ございまして、両面コピーのものでございます。美里町立小中学校における 2 学期制の導入についてとあるもので説明をさせていただきたいと思います。

まず、概要、趣旨でございますが、先ほど教育長も申しましたが、新学習指導要領の完全実施に伴い、子供たちと教職員にとってゆとりと達成感のある教育活動を実践するため、2 学期制を導入するというものでございます。

経過につきましては、令和元年 7 月 30 日に情報収集を行い、その後、教育委員会定例会で協議を行いまして、その後、令和 2 年 7 月 21 日に教育委員会と校長会代表の懇談会を開催いたし

まして、その後、教育委員会を開催して方向性について協議を行って決定しているというところでございます。その後、8月20日に校長会でその内容を説明いたしまして、その後実務的な部分になりますが、町内の教務主任連絡協議会でその内容について説明をして情報交換をしているというようなところでございます。

導入理由につきましては、新学習指導要領の完全実施に伴いまして、その趣旨である知・徳・体にわたる生きる力を子供たちに育むために、何のために学ぶのかという学習の目当てをしつかりと理解させること。あとは、日々の授業において自ら考え、互いの意見も認めながら学び合う主体的・対話的で深い学び、これを実現するための積極的な授業改善がこれまで以上に求められているというところでございます。

また、小学校3年生から6年生まで、外国語活動（中学年）、あとは外国語科（高学年）の導入によりまして、年間35時間が増加するというところでございます。その確保が大きな課題となっているというようなところでございます。

これまでも、授業時数の確保のために行事の精選について各学校で努力をしてきたところではございますが、現行の枠組みの中では限界があるというようなところでございまして、行事の準備に追われながら授業を行っている状況、こういうものもございまして、子供たちと教師にとっては大きな問題となっているというところでございます。

これらを解消して、ゆとりと達成感のある教育活動を生み出すためには、教育の枠組み等の大きな見直しが必要であるというところで考えたというところでございます。

今後の対応につきましてでございます。令和3年度から町内の小中学校において2学期制を導入したいというところでございます。具体的な方策といたしましては、各学期を100日程度の長いスパンに設定しまして、じっくりと学習に取り組ませるようにすると。これによって長期休業前の期間にも落ち着いた学習活動を進めることができるというところでございます。

また、夏季休業日後半、これの3日程度を短縮しまして、令和3年度は試行的に実施と、令和4年度から学校管理規則の正式な改正を行いまして進めてまいると、この3日間の短縮によりまして、20時間程度の授業時数を生み出していくというところでございます。

さらには、各学校において既存の行事の必要性、あとは目的、形態及び準備等につきまして、根本的な見直しを行って、よりゆとりのある年間計画を作成していくというところでございます。

保護者等への周知につきましては、ここに箱で囲ってございますが、このような形で進めてまいりたいと考えているというところでございます。まず11月初旬、教育委員会から保護者へのお知

らせというところで、それをお配りするというところでございます。

大変恐縮です。ここで訂正をお願いしたいのですが、この保護者へのお知らせの次に「1」とございますが、これは削除をしていただければというところでございます。これは余計なものでございますので削除を。

保護者へのお知らせと、あとは今回皆様にお配りしている2学期制QアンドAと、これを配布するというところでございます。続きまして、12月中旬に教育委員会からでございますが、2学期制導入による休業日等の変更についてというものを配布する予定にしております。最後になりますが、12月中旬から2月にかけて、各学校において保護者への説明と保護者懇談会等を開催していくという考えでございます。

その他とございますけれども、2学期制の年間イメージというところで、これはQアンドAの一番初めにQ1がございまして、そこに図で表しておるのですが、3学期制と2学期制というところになっておりまして、2学期制になるとそれぞれ100日程度を一つの区切りといたしまして、秋休みを中に挟みまして分けていくというようなところで考えているというようなところでございます。それで、2学期制は、10月のスポーツの日を含む4連休、この部分を秋休みということで設定いたしまして、通信表は10月と3月の年間2回ということで配付するということになるということでございます。

あとは、これは保護者向けというか説明向けに2学期制のQアンドAというところで作らせていただきました。

それで、内容については御覧いただいたかと思うのですが、まずはどう違うかというところでこれを表していると。あとは、県内ではどれぐらい2学期制が行われているかというところでございますが、約半分の小中学校で行われていると。あとは、2学期制を導入する理由はということでございますが、完全実施に伴い、授業内容、時数とも増加していると。このような中で、2学期制を導入することによって子供たち、教師に時間的、精神的なゆとりを生み出しということで考えているというところでございます。あとは、2学期制についてのメリットということで、ここに3つほど挙げさせていただいているというところでございます。

裏面につきましては、ちょっと心配事というか、どのようなところが変わるんだというようなところでございます。

学校生活は2学期制でどのようなところが変わるんだというようなところに対して説明をさせていただいていると。あとは、学期が長くなるとテスト範囲が広がって子供たちは大変ではないですかというところに対しましても、細やかにというか、年間4回の定期テストの実施

を検討しているというようなところでございます。あと、通信表の配付が2回になって、子供のやる気を高めたり、学習状況を確認めたりする機会が減りませんかというところでございますが、この部分につきましてもしっかりと対応してまいりたいと。回数は減りますがしっかりとケアをしていくというようなところでございます。あとは中学校で、高校入試関係には問題がありませんかということでございますが、ここに書いてあるとおり余裕を持った調査票の作成ができるというところでございます。最後になりますが、中体連等への行事の影響はありませんかというところでございますが、近隣の自治体におかれましても2学期制の導入というところに進められてございまして、中体連等の行事等につきましては調整には問題ないというようなところで、同一歩調が取れるということで説明をしているところでございます。

以上で、雑駁ではありますが、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。この中で2学期制を体験した人は、前原議員、吉田議員、そして私です。

ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等、何かありますか。手島議員。

○6番（手島牧世君） では、まずは経過についてなんですけれども、2学期制の導入に関して7月30日から検討に入ったのか、お伺いいたします。最初から、この7月30日に行われた情報収集というところは、2学期制を導入するということで行ったということでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 導入するという前提というよりも、どのような状況になっていくかということを、やはり状況をつかまないとその2学期制がいいも、3学期制がいいも、もしくは1学期制がいいも分からないわけです。そこで、ここに時数の確保というふうなことが書いてありますが、この前提になるのは学習指導要領が改正されることに伴って、今の子供たちの学習をどのようにしていけば効果的に学習ができるかという点が一番最初です。その中で、2学期制等を含めて考えたのは、7時間授業、それから土曜日授業、いろんなことが想定されましたので、併せて考えてきたというところなんです。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 教育委員会がその後で、授業時間数確保の検討についてとかはその後につながってくるのは分かるんですけれども、スタートとして、例えば教育委員の中からの声で

こういった学習指導要領のこういうところで2学期制を考えなければならないのではないかと
かそういった発言があつて、そういった情報収集とかそういうところにいったのか、お伺い
します。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 教育委員会の中で私が発言をさせていただきました。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

次に、他市町村の例なんですけれども、現在、新型コロナウイルスの影響で、今年度に限り
2学期制を導入するとか、あとは通知表のみ、3学期制のままなんですけれども年2回の通知表
という形での対応をしているとか、そういった形もあるんですけれども、今回最初からそうい
った3学期制のまま通知表だけとか、コロナの影響とかというところはなかったのか、お伺い
します。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 今年は特別な年ということもございまして、美里町立の小
中学校も現在3学期制のままなんです、実質的には通信表の発行を年2回というふうにして
おります。それが2学期制とはちょっと違うんです。3学期制なんです、通信表の発行は年
2回しているというところでございます。

また、近隣の部分に関しましても、やはり3学期制なんです、評価が4月、5月はできな
いということがあります。したがって年2回の通信表の発行になったというところもある
ようでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 1点お聞きします。

先ほど、令和3年度から試行的に実施で、令和4年度は学校管理規則の正式改正をしてから
ということがあったんですけれども、この学校管理規則が間に合わないとか、準備ができ
ないために、令和3年度は試行的に実施してみましようという話になったのか、そこはどのよ
うになったのか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） この規則の改正が間に合わないことはありません。ただ、
今年度にとってみれば、スポーツの日、10月10日が普通ですと祝日に当たるわけなんですけれ
ども、それが今年はない。逆に7月24日だったでしょうか、スポーツの日に動いているんです

ね。来年はどうなるのかというと、元に戻る予定だったんですが、改めて政府のほうから指示があったようでございまして、2021年の祝日一覧ということで、今年度と同じような状況になってしまったんです。

したがいまして、規則をきちんと整えるのもいいんです。ただ、その規則の内容を申し上げますと、夏休みはいつからいつまで、冬休みはいつからいつまで、春休みはいつからいつまでというふうな細かに規則が制定されることになるんです。したがいまして、その部分に関して全部変更してやった場合に、どうしても不都合が生じるのではないかと。つまり、秋休みを今度、今のところ1日がいいのか、2日がいいのか、3日休んだほうがいいのか、夏休みも3日でもいいのか、4日でもいいのかというふうな部分が、やはりいろいろと協議は詰めているんですけれども、学校行事がやっぱり多過ぎます。その中の精選を今しているところなんですけれども、そういった状況の中を確定させるためには、やはりしっかりと1年間歩みをしてみて、そして定めるべきではないかと教育委員会で意見が出まして、そういう状況で、令和3年度は学校長の判断によりましてこういった仕組みを取るということを考えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 何せ各学校初めてのことだと思います。先生方は体験された方もいると思いますけれども、それぞれの学校で例えば来年度やってみて、いろいろな声があると思うんですけれども、その調整的なものというのはやっぱり教育委員会で当然やるものなんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 教育委員会でそれは調整をさせていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。村松議員。

○3番（村松秀雄君） 学習指導要領が変わる、目指して変わることになるということで、ちょっとこの辺の時数の確保とゆとりということについてはちょっと矛盾が、相反するところだと思うんです。それで、この2学期制を試験的に、来年度から導入したいというんですけれども、どこがどう変わるんですか。休みだけなんですか。さっき授業時間の確保、6時制限が7時限とちょっとおっしゃいましたけれども、さっき休みもおっしゃっていましたよね、吉田議員のほうに。どういう具体的なもの、こうして、ではこういう内容で各小中学校さん、試験的に令和3年度にやってくださいよというものがないと、この休み時間だけでは当然分らないでしょう、教育長。中身もきちんと詳細に詰めて決めて、それまでできているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君）　今御指摘をいただいた部分に関しまして、まずは今現在、子供たちの指導を先生方はどういう指導体制を取っているのか。つまり、学習準備、授業準備の期間をどれだけ取って、そして子供たちに指導しているのか。そういったことを、現在の状況を、まずつかませていただきました。それを基に、ではこの部分を解消すれば、どのような展開になるかということを考えまして、今ここで言いますと、行事と行事の間に授業が開催されているような状況にも見えるんです。しかも、ここで今現在の姿と、2学期制を導入した場合の準備期間や行事との絡みの日数を細かく出してみたんです。そうしたところ、先生方が準備に取りかかる時間が約15日から20日ぐらいは少なくなってくる。それを授業準備に充てることができるということになるわけです。そういったことを考えながら、この2学期制という考え方を示させていただいたという内容でございます。

○議長（大橋昭太郎君）　村松議員。

○3番（村松秀雄君）　その先生の、行事と行事の間に授業があるというのは、それは1日の中ですか。それとも、日があって、1週間のうちに行事が2個も3個も入っていて、その間の授業ということで、行事準備が大変だということであれば、それは2学期制になろうかなるまいが、それは同じことではないのかと思うんです。ただ、2学期制の場合は長いからという問題と、今の3学期制でやった場合、何かこう見ただけでは4分割しただけになるかなと。秋休みが中に入ったよと。それが2日なのか、4日なのか分からないけれども。ただ、余りに、2学期制がどうのこうのではないですけれども、そのメリットが、導入するのですかという問いに対しての答えがぴんと来ないんです。だからその辺、やっぱり教育委員会として、導入するんだというのであれば、きちんと考えを持って、例えば授業時間は1時限5分延ばしますよとか、それがいいか悪いかは別として、休みについても年間100日の休みを90日にしますとか、それで2学期制にして、夏休み、秋休み、冬休み、春休みとするんですと、その中の2学期制ですというやり方と。今までの授業時間の、要は授業時限を、総時限数を変えないと当然追いつかないと思うのね。それをしたくないと、増やしたくないと、増やしたくないんだったらどのようにしなければならないのかというものが出てくると思うんです。俺は増やさないと、新しい英語の授業なんかも追いついていけないんだろうという心配をしているからね。ただ、この2学期制にして休みがどうのというよりも、導入したらこの辺が今までよりも変化していくよという部分が必要かと思ったので。

○議長（大橋昭太郎君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君）　全く今お話をお伺いいたしましたとおりでございます。私

もそのように感じておりますが、結局先生方が指導するに当たっては、その一こま一こまにどれだけの授業の準備をしていくか。そして子供たちに深い学びを取らせるためにどういう教材を準備したり、どういう指導方法をしたりするか。これを準備するというのは今でもやっているわけですが、それ以上に負荷がどうしてもかかってくるとなれば、子供たちが帰ってからそれぞれやっぱり準備をしなくてはいけないということになるかと思うんです。それはどうしても今の働き方改革を含めて考えれば、これは無理なことでもある。

まさに昔、1,015時間といいますのは、土曜日に授業をしていた時代が1,015時間の授業だったんです。ですから、土曜日の授業をするということになれば、やっぱりそれはできるのかもしれない。ですが、今度は土曜日の出勤ということになれば、代替する日程が必要になってきまして、結局は同じ現象になってくると。

そういったことを考えたときに、一つ授業に本格的に取り組んでいけるためには、先生方の希望を取りますと、授業をするための準備をしっかりと整えたい。それは恐らく、推測ですが、うちに帰ってから多分やっているのではないかと推測はできます。ですが、学校にることによって、同僚の教員とかいろいろ情報共有をして授業準備をしていくことも必要だと考えておるわけですが。

そういう中で、今まで各学校では行事の精選をずっとやってきたんですけれども、もう行事をやめるという部分についても限界があるわけです。そういったところで、一番リスクが大きいのかかるのは、きちんと子供たちを評価するための時間を取っているわけです、先生方は。個人個人の通信簿を発行するために評価をするわけですが、それをしっかりとやるためには、その時数というものに深く関わっている部分がそこに大きく関わってきます。ですから、そういった部分を、1年間の行事を全て洗い出して、そして子供たちに指導するためにはどういうことが一番得なのか。一番いい方法は何なのかということ考えた上での2学期制の導入という考え方を示させていただいたということでございます。（「説明違うよ、通信表は年2回と言った」の声あり）通信表は年2回。3学期制でございますけれども、今年は2回なんですけれども、3学期制であれば3回のままです。ですからちょっと。今年は2回です。3学期制でございますけれども2回しか発行しておりません。このまま2学期制の導入をしなければ、来年は3回の評価をしていくということが通常です。そういった状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 基本的にこの2学期制というのは私は賛成します。大変結構だと思うん

です。大変 2 学期制はいいんですけれども、ただ、2 学期制にしても、年間の200日は変わらないんです。3 学期制でも、70、80、50で200日、それで 2 学期制にしても100日、100日で200日です。

それで、今後の対応の中に、夏休みを後半 3 日程度短縮して20時間程度の授業時数を生み出すようにしていきますと、ここに、今後の対応にしています。日数が同じなのに夏休みを 3 日間減らして、20時間の時間は確保できるのでしょうか。まずそれが 1 つです。とにかく先生方の、子供たちが帰ってからの職員室での先生方は 9 時くらいまで残っている、電気がついてるんです、毎回中学校でも小学校でも。そういう状況の中で、先生方は今、教育長が説明されたとおり、大変自分の時間を潰しながら頑張っているのは私もよく知っていますけれども、私はこの100日、100日、この日数を増やさない限り、先生の負担も、子供たちの授業も、ここにありますように英語教育は毎年時数が増えてきています。それに対応、この100日、100日の年間200日だけで、2 学期制にしたからといってその時間の確保ができないのではないかと私は思うので、だったらもう少し、夏場のエアコンが入っていますから、3 日程度でなくて 5 日くらい休みを減らすとか、いろんな方法があると思うんです。その辺までちょっと検討したらどうかと思ったんです。いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） これは程度ということで、200日と200日が大体状況的な部分なんですけれども、実際は204日とか203日とか205日とか、その年、その年によって授業ができる日数というのは変わっています。ただ、確かに200と200を比較した場合、全然変わらない部分ですから、そういった何が変わるのかというと、中身です。一つ一つの行事の中身。ここでいいますと、例えば 4 月の一斉赴任から始まって 3 月に人事異動事務で引継ぎして、異動する方はその学校を去るまで、一人一人の教職員の状況をつかんだ中で、どこに一番ウエートがかかっているかという部分が変わってきますので、ですから、同じ200日の間にあっても、授業への取組をしっかりとするためには、どのようなことが考えられたかという、やはり評価する期間が、時間がかかっているんです。つまり 7 月、夏休みに入る前に先生方は通信表を発行するんですけれども、それをしないということになれば、10月10日頃を基準に中間点で考えると、その頃に前期の通信表を発行することになります。そうすると、夏休みに入る前までは、評価は頭に置くんですけれども、実務はまだしていないわけなので、授業にしっかりと向き合える、子供たちに向き合える時間が確保できるということなんです。その上で評価を 9 月下旬頃から始めて10月に出すと。ただ、評価はずっとしています。そういった流れがちょっと変わ

ってくるということなんです。なかなかちょっと難しい、私も説明するのは難しいかもしれませんが。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） よく分かる。限られた日数で一生懸命中身を濃くしようとしている。そうしなければならないということ。現実的に、だってここにも書いてある。先ほど言った小学校3年生から6年生では、外国語活動と外国語科の導入により年間35時間の時間が増加しと書いてあります。この時間を確保しなければならない。200日では到底、今言いましたように、204日から205日になるかもしれないけれども、その日数ではまだまだ足りないと思うんです。だから何とかしなければならないと思うんだけど、その辺は、2学期制そのものはいいいんです。もう少し日数を増やすとか、頑張っていたきたいと思っています。答えはなかなか出ないと思うのでいいですけども。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） QアンドAのところのQ4、メリットの③になりますけれども、7月と12月に教師にゆとりが生まれると書いてあります。具体的になぜなのか、教えてください。（「今言った」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 7月、12月というのは、通信表を発行するために、その業務に取りかかる時間が20日程度かかってきます。といいますのは、個々の児童生徒の点検を毎日のようにやっているんですけども、その準備を始めて通知表をつくり上げる時間なんです。それが7月と12月に関わってくると。それが、もちろん何というんでしょう、通信簿を発行する負荷、仕事の量というのは同じですから、それが3回から2回に変わるということの部分を指して、7月と12月ということを書かせていただいたということです。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） ありがとうございます。

ここにメリットというのがあるんですけども、デメリットはありますか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） もちろんデメリットというのは、メリットがある以上、デメリットはあると思います。導入時期の最初の不安です。今、議員の皆さんからいろいろ質問をいただいておりますけれども、そういった不安はもちろんです。

それから、私どもでまだはっきりしていない部分があるのは、最終的な期末考査を考えてみ

てもらおうと分かるんですけども、前期と後期であれば2回しかないということになるわけです。その中でしっかりと評価ができるのかという不安な面もあるわけです。それを中間地点でどのような試験といいますか、考査をすべきか、それを今検討している最中でございまして、中間には必ず必要だと認識しております。

ただ、それに含めてもう一つだけお話ししますと、学習指導要領の中で通信表の評価観点というのが変わっています。今までと違う観点で今度は評価する仕組みが導入されております。来年度からは中学校もそれが改正されてきますので、全部そのやり方を踏襲していかなければならないという部分もございまして、今回2学期制の導入に向けて考えていく一番いい機会だのと捉えているわけでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 当然保護者の方にもこのメリットというものは示すと思うんですけども、今お話をいろいろされたデメリット、これに対して、やっぱり明らかにして、これについてはこのようにしていきますよと説明しないと分からないと思うんですけども、いいことばかりばつと並べて、やっぱり教育委員会でもデメリットについていろいろ協議しているのであれば、その辺もちゃんと説明しないと、なかなか理解というのを得られないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） もっともなお話でございまして。今日皆様方に説明した上で、第1報として、教育委員会の考え方を保護者の皆さんに示すように考えてございます。あしたの予定で考えております。その中で、実際は学校で行っている行事が全て変わって、共通したものもありますけれども、みんな学校によって違うんです。ですから、教育委員会で全部統一するというのは限界があるんです。ですから、学校でやる行事の在り方によって保護者さんの疑問点も変わってきますから、それは学校からしっかりと保護者の皆様方に説明をしていくということも考えておるところでございまして。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） それから、教職員の方は夏休み期間を利用していろいろ研修されていると思うんですけども、夏休みが短くなるということについての、この研修はどうでしょうか。影響はないんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 研修の部分については、影響はございません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、この件については終了とさせていただきます。

大変御苦労さまでした。

20分まで5分ほど休憩いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時17分 再開

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、3）放課後児童クラブの運営についてに入ります。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3番目の放課後児童クラブの運営についての説明員を紹介させていただきます。

まず、子ども家庭課櫻井課長でございます。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 櫻井です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく子ども家庭課今野参事でございます。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 今野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは早速子ども家庭課長より、内容について御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 皆様、大変お疲れさまでございます。引き続き子ども家庭課から令和3年度以降の放課後児童クラブ運営について御説明をさせていただきます。

現在実施しております放課後児童クラブ事業については、年々利用児童が増加していること、また、実施している施設の老朽化が進んでいることから、これらのことを踏まえまして来年度以降の事業を実施していきたいと考えております。

本日御説明させていただく来年度以降の変更点につきましては、大きく2点になります。

1つ目が、南郷放課後児童クラブを実施している施設の老朽化が大変進んでいることから、南郷小学校の敷地内に放課後児童クラブ専用施設の建設を行いたいと考えております。2つ目が、小牛田小学校と中塚小学校の2つの小学校の児童の受入れを行っております牛飼放課後児童クラブ、こちらを小牛田放課後児童クラブと中塚放課後児童クラブに分けて実施したいと考えていることの2点になります。

現在の運営状況、来年度以降の運営方針等の詳細の説明につきましては、今野参事から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 改めまして子ども家庭課の今野でございます。

私から、お配りしております放課後児童クラブの運営についての資料に基づき、御説明をさせていただきますと思います。

放課後児童クラブの運営についてと書いてございます表紙の次のページをお開きください。右上に資料1とございますが、放課後児童クラブの設置状況、こちらを御覧ください。

図で表しているとおり、現在、放課後児童クラブは町内5か所で実施しております。左上から定員45人の牛飼放課後児童クラブ、定員105人の不動堂放課後児童クラブ、定員20人の北浦放課後児童クラブ、左下に移りまして、定員20人の青生放課後児童クラブ、定員45人の南郷放課後児童クラブの5か所となっております。

図の下に、放課後児童クラブにおける本町の課題とございますが、1つ目に、一部実施施設の老朽化の問題がございます。2つ目には、近年の利用申込児童数の増加に対応する必要がございます。3つ目には、4年生以上、いわゆる高学年の利用要望への対応を図る必要があると考えております。

次のページ、資料2を御覧ください。平成25年度からの各放課後児童クラブの利用推移となっております。

まず、一番上にあります牛飼放課後児童クラブですが、小牛田小学校と中塚小学校2校の児童が現在利用しております。御覧のとおり、平成25年度から令和2年度までの推移を見ますと、増加の傾向にあることがうかがえます。また、令和2年度は過去最高の利用人数となっております。

次に、不動堂放課後児童クラブですが、こちらも増加傾向にあることがうかがえます。

北浦放課後児童クラブですが、年々で数名の増減はございますが、ほぼ20人台前半で推移しております。

青生放課後児童クラブですが、平成29年度から不動堂小学校の児童の一部の受入れも行っておりますが、20人前後で推移してきております。

最後に、南郷放課後児童クラブです。こちらも増加の傾向にあり、今年度は過去最高の利用人数となっております。

次のページ、資料3を御覧ください。

今御説明した内容を踏まえ、現在計画している令和3年度の放課後児童クラブの運営方針（案）を御説明いたします。

まず、上段にございます牛飼放課後児童クラブですが、これまで小牛田小学校と中埴小学校2校の児童を受入れしておりましたが、牛飼放課後児童クラブの利用人数の増加に対応するため、2か所に分離して実施したいと考えております。小牛田小学校の児童はこれまでどおり健康福祉センターで行うことといたしますが、放課後児童クラブの名称を小牛田放課後児童クラブに変更し、40人程度の定員をもって実施したいと考えております。中埴小学校の児童につきましては、中埴小学校体育館内にございますミーティングルームを使用し、中埴放課後児童クラブとして25人程度を定員として新設したいと考えております。

次に、南郷放課後児童クラブですが、こちらも利用児童の増加と現在実施している南郷児童館の老朽化に対応するため、南郷小学校敷地内に放課後児童クラブのための専用施設を建設したいと考えております。専用施設につきましては、令和3年度に建設を行い、令和4年4月から開設したいと考えております。

次のページ、資料4を御覧ください。

今お話しした現在想定している南郷放課後児童クラブ施設の整備スケジュールとなります。

左上、上段になりますが、現在宮城県建築住宅センターに相談させていただいておりますが、来年度の建設に向けて、2段目にあるとおり、今後開催の直近議会におきまして、実施設計を行うための予算を提出させていただきたいと考えております。

予算をお認めいただいた後は、速やかに実施設計委託業務の入札に付し、年内中の契約を目指したいと考えております。実施設計に要する業務期間は5か月程度必要と思われることから、実施設計業務の契約の終期は令和3年5月頃になるかと考えております。

表の中頃になりますが、6月に建設工事の公告を行い、7月中に入札に付し、仮契約を締結したいと考えております。その後、皆様の契約に関する議決をいただきながら、建設工事の期間を令和3年8月から令和4年2月頃までとし、7か月間の工期を確保したいと考えております。

表の下段に赤線で示している部分がございます。こちらは、国及び宮城県から受ける建設に係る補助金に関するスケジュールとなります。今回の南郷放課後児童クラブの施設の建設に当たっては、子ども・子育て支援整備交付金を活用して整備したいと考えております。子ども・子育て支援整備交付金ですが、現在国の進める新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブの定員拡大や待機児童解消を図るため学校敷地内に新たな専用施設を整備する場合、

事業費及び負担割合のかさ上げ措置が講じられております。今回の整備計画は、このかさ上げ措置を活用して、放課後児童クラブ専用施設の整備を目指すものでございます。

交付金申請につきましては、まず事業計画協議を令和3年4月に国へ提出することになると思います。例年の交付金スケジュールの状況から、6月に国からの内示が発出されると思われると思います。子ども・子育て支援整備交付金につきましては、この内示前に事業着手することはできないルールとなっていることから、先ほど御説明申し上げましたが、表の中頃になります建設工事公告の時期と整合を図る必要があることとなります。

次のページ、資料5を御覧ください。

南郷放課後児童クラブ施設の建設予定地ですが、資料は南郷小学校敷地を上空から撮影した写真になります。上が北、下が南で、下に見えるのが南郷中学校の体育館になります。建設予定としている場所は、小学校敷地の東側、資料の赤い線で囲ったエリアの一部でと考えております。

説明は以上となりますが、皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございましたら。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 何点かございますので、1点ずつでよろしいですか。（「はい」の声あり）

1点目でございます。まず、牛飼児童館のほうが小牛田放課後児童クラブと中塚放課後児童クラブに分かれるということですがけれども、中塚小学校の体育館ミーティングルームを選んだ理由をお聞かせください。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） ただいまの御質問にお答えします。

なぜ体育館のミーティングルームを選んだかということですが、まず、1番目の検討は、いわゆる校舎の中に空き教室がないかということから、やはり議論を始めました。ただ、中塚小学校につきましては、最初から1クラスを想定して建設された建物というのもございまして、やっぱり本校舎の中で空き教室はないという状況にございました。

次に考えましたのが体育館。見ましたところ、ミーティングルームは広さでいいますと60平米弱、大体教室でいいますと、北浦小学校なんかで今児童クラブをやっておりますが、そちらの大きさが68平米。今回のミーティングルームが60平米になりますので、ほぼ一回りくらい小さい内容になります。そういうことから言いますと、定員25名くらいでここはできるのかなと

思いました。

あと、もう一つの理由です。ミーティングルームの隣が屋体、体育館ということもございまして、やはり子供たちというのが長期休業中とか、やはり1日そこに生活の場を求めるということになります。そうした場合、雨の日とかそういう場合に限っていいますと、校庭での遊びというのも天気のいい日は可能ですけれども、天気の悪い日なんかもしわゆる学校施設、つまり体育館を利用して運動なんかもできるということを考えますと、ミーティングルーム、こちらでの実施というのもメリットがあるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） そうしますと、今の理由を聞きますとほかのところはどうなのかなという部分も考えられるんですけども、まず中卒のほうがそうなったのは理由は分かりました。

次なんですけれども、まず南郷のほうの今回の放課後児童クラブの施設を新しく新設する理由は。同じように教室に空きがあるのであれば、南郷小学校のほうは空きができているのかなと。その周辺にも、ほかにも施設がございまして。その中で、なぜ南郷地域の放課後児童クラブの施設だけを新しく建設するのか。その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 南郷放課後児童クラブだけを今回はなぜ建設なのかということでございます。もちろん南郷小学校につきましても、空き教室がないのかというところは、こちらは検討させていただきました。ただ、南郷小学校については、現在多分1年生から6年生までですが、半数が2クラス、そして半数が1クラス。ただ、近年増えてきていますのが特別支援、そういうお子様のための教室が必要になっていると。それからあとは、集団ではなく個別に指導するクラスも必要になってくるということで、やはり空き教室はなかなか難しいというふうな結論になっております。

ただ、あとほかの施設もということもありましたが、先ほど冒頭に課長からもありましたけれども、今現在行っています南郷児童館ですけれども、こちらは木造造りでかなり老朽化しているということもございました。さらには、先ほど人数のお話を差し上げましたが、南郷放課後児童クラブにおいても、過去最高の利用人数になっているということもありまして、定員拡大、そして老朽化に対応するためということで、新たに建設したほうがいいのかということで、今回計画したわけでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ではその上でお聞きします。

今回そのような形で2つに分ける。新しく建てることによって、放課後児童クラブの数を増やしていくということですが、私がいろいろ担当して調べさせてもらっている中で一番問題なのが不動堂児童クラブだと思うんですが、今回何の対応もされていないと。こちらはどのようにしてでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） ただいま不動堂児童クラブのお話が出ました。確かに不動堂児童クラブにつきましても老朽化が問題化されています。それから、あと利用人数の増加、こちらとも駅東の関係がございますので、今後も伸びるという予想は立ちます。ただ、当初の計画では、やはり南郷と併せて不動堂もという考えがございましたが、その規模感。つまり、今回皆様に御説明した南郷につきましては、これからすぐ実施設計をして、来年度には少しずつ込みますが、5月頃までには実施設計ができると。ただ、工期も来年の7月スタートですと、来年の2月までの7か月間確保できるということで、来年度できるかなと考えましたが、不動堂につきましては、多分今想定する南郷よりも施設的には倍くらいの大きさの施設が必要になるかと思います。そうしますと、どうしてもちょっと工期が、来年度中の竣工が不可能ではないかということもございまして、一度南郷は先行しますが、次にはすぐ来年度以降、不動堂の新築の部分につきましても、町といたしましては今後進めたいと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 当然分かっているとは思ったんですが、本当に一番もめるというのは不動堂です。それで、特に上級生の方、4年生以上が入りたくても入れないという状況が続いています。ですから、暫定的でもいいですから、不動堂のほうにも何らかの手だてをすぐ打ってほしいというのが、まず希望でございます。

それと、最後に教えてほしいのが、先ほど補助のほうの加算の部分があるとかという話でしたが、その辺の補助率はどれぐらいになるのか。それをお聞きして終わりにしたいと思います。お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） まずは、不動堂児童クラブのことを御心配いただきまして、大変ありがとうございます。議員の御指摘のように、できるだけ速やかに対処してまいりたいと考えます。

続きまして、補助率のお話でございました。先ほどお話ししました子ども・子育て支援整備

交付金でございますが、施設整備に当たりましては、通常は国 3 分の 1、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1、全て 3 分の 1 ずつの負担割合になっております。ただし、現在ですが、新・放課後子ども総合プランの中では、国が 3 分の 2、県が 6 分の 1、市町村も 6 分の 1。負担割合ではそのように、かなりかさ上げ措置が取られていると。

あと、もう一つ特徴的なところがございまして、事業費のかさ上げもされております。通常、児童クラブの建設に当たっては、1 支援単位当たりという単位を使います。1 支援というのは 1 クラスという意味なんです。ですから、例えば 1 クラス 40 人と想定しますと、80 人規模のものを造るとすれば 2 クラス、2 支援単位ということになります。それで、今 1 支援当たりの事業費というのは、通常 2,800 万円、2 支援を造るとということになりますと倍ですから 5,600 万円、これが事業費の上限となります。ただ、今は 1 支援当たり 2,800 万円としている上限が倍、5,600 万円が事業費の上限とされています。

これは例えのお話をさせてもらって大変申し訳ないのですが、例えば事業費。通常ですと、2 支援単位 80 人想定をしますと、事業費は 5,600 万円が上限なんです。ただ、今現在、県内で何か所か同じような施設が造られていますけれども、同程度の 80 人規模の施設を造ると、どうしても 7,000 万円くらいはかかっている様子があります。5,600 万円の上限までは、先ほど説明した負担率、市町村 6 分の 1 で済みますが、5,600 万円を超えた部分、つまり 5,600 万円、7,000 万円かかったものと、1,400 万円については 10 分の 10 が市町村の負担になるんです、対象外経費ですから。ただ、その事業費自体が 2 倍になっているということもございまして、今多分造れば、対象外経費、いわゆるその事業費を上回る部分、これは建物に関してのみですけれども、ほぼほぼ建物に関しては補助対象になるのではないかと思います。ただ、一つ留意したいのが、補助は建物を建てる本体のみなんです。地盤改良とか外構とか、そういうものはそもそも対象外になっているということはございますので、その点は留意していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。佐野議員。

○7 番（佐野善弘君） いいことだと思うんですけども、この南郷小学校の放課後児童クラブの建物につきましては、この計画というのは前からあった計画なんではないでしょうか。それとも、この国の交付金等の内容が変わって、多分 12 月の補正でこの実施計画等を上程するという内容だと思うんですけども、その経過等についてお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それではお答えいたします。

かねがねから、南郷の今使っている児童館の老朽化、雨漏りをはじめ課題となっておりまして。今回の総合計画を作成するに当たって、もう一度こういった児童施設の今後の在り方を内部で協議しまして、様々な手法を探っておりまして、このような事業をまず見つけて、早速取りかかろうという考えで取りかかると。それから、来年度の事業で、この工程にもありますように繰越しのできない事業でございますから、3月まで事業を完了するためには補正という形になりますが、設計費のほうについては今回お願いしたいという考えになりました。

○議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） そうすると、総合計画の見直しで、あと助成というか交付の負担割合等
の見直しで、前から考えていたけれどもこういう計画になったということでよろしいんでしょうか。（「そのとおりです」の声あり）

それと、現在の南郷児童館の、大分老朽化しているということでございますけれども、これは新しく南郷小学校の敷地内に建設しますと、それは廃止というか解体というようなことになるのでしょうか。併設ではないんですよね。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 大変紛らわしいんですが、これは放課後児童クラブ施設と、それから児童館はイコールでは、どうもイコールに考えてしまうんですけれども、イコールではないんです。それで、児童館のほうの本来の児童館の利用者というのが、本当に1日当たり数人とかかなり減ってきています。しかし、利用者も実際おりますので、これからも南郷児童館をそのまま、直しながら、規模を小さくしながらでも受け入れる体制を整備していくか、あるいは今回新しく整備する放課後児童クラブのところに児童館機能を集約するか。これは厚生労働省のほうで補助金を頂きますので、そちらとの協議も含めながらちょっと選択をしなければいけないと、そのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） そうすると、単純に建て替えとかということではない、そういういろいろな制約とか……。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 建て替えではございません。新たに放課後児童クラブ施設という施設を設置するということになります。

○議長（大橋昭太郎君）　ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君）　同じく南郷の放課後児童クラブの建設についてお伺いいたします。

まずは、交付金額の割合を聞いてから言いにくいんですけども、既存の施設の活用ができない理由というところで、あの周辺はやはりいろんな公共施設が点在している中、改善センターであったり老人憩の家であったり、そういったところがあるんですけども、まず理由としてお聞きしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君）　今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君）　今の御質問につきましては、放課後児童クラブの設置において、ほかの施設の利用を考えないのかということと考えないのかということですよね。やはりその活用も一応考えられるところではございました。ただ、今補助金もというお話がございましたが、今回の補助金のかさ上げ措置というのが、改築というより学校施設内、敷地内に造る、そのことによってかさ上げされるというハードルがあります。多分これは、いわゆるどうしても小学校と児童クラブ施設が離れてしまいますと、そこに児童の移動に関する安全確保、そういうものが担保されないということから、これは厚生労働省、あとは文部科学省併せてですけれども、学校敷地内に建てることを条件にかさ上げ措置を取っていることから、今回敷地内に建設するという結論に至りました。

○議長（大橋昭太郎君）　手島議員。

○6番（手島牧世君）　そういった学校敷地内に造るというような要件があるというのであれば、やはり敷地内というところでの考えになるかとは思いうんですけども、もともとあの周辺は駐車場というところもすごく少なく、点在しているところで、本体のみということであれば、なおさらのこと駐車場整備というところがすごく難しいのかなと。もともとここは体育館の多分、何しろ元プールのあったところ、築山あたりの周辺かな、手前というか間のところかとは思いうんですけども、そのところに建設した場合に、やはり現在でも送迎等の車が体育館の裏側とか、すごく狭い中、あの周辺のところに、近いところに出てくると、結構南郷地域であっても送迎の車が結構あります。そういったところで、やはり余裕がある場所ではないのではないかなという考えがあるので、その辺をお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君）　副町長。

○副町長（須田政好君）　資料5の赤い線で囲ったところですが、この敷地全部を使うというわけではなくて、来週県の住宅建築センターの方においでいただいて、町長等も立ち会いながら、この現場を見ながらどのような配置をしていくのかというところを協議する予定であります。

その中で、南側に寄せて、この北側の駐車場を広くするとか、そういったものを考えながら配置を検討していく考えでございますので、このような広いエリアを示させていただいたところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） まず、南郷児童館が老朽化しているというお話がございました。何年に建設されて何年たっているのか、まずそれを教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 現在の南郷児童館の建築ですが、以前はあそこは旧町時代ですが保育所として使っておりました。ですから、その保育所の建築年度というふうなお答えをさせていただきますと、平成2年度の建築でございます。

○9番（山岸三男君） そうしますと、平成2年に当初は保育所で使っていて、保育所は何だっけな、あそこ、新しく南郷にできましたよね、保育所と幼稚園が一緒にできた、あれはげんきどーむといったかな。それができてから、ここは放課後児童クラブという施設で使っているという、そこから使っているということによろしいですよ。児童館でね。年数がかなりたっているというのは分かりました。

それで、先ほど最初の同僚議員の説明では、小学校の空き教室を使えないかということでの説明を受けましたけれども、中学校のほうの空き教室とかというのを検討されるとか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） ちょっと先ほどの御説明でも申し上げましたが、今回小学校の敷地内に造ることを条件にかさ上げ措置と。それは何のためかといいますと、いわゆる小学校と放課後児童クラブの実施場所が離れていると、その安全確保がなかなか困難だということがございます。議員御指摘の中学校の活用になりますが、そうしますと、小学校と中学校の間を、やはりそこは児童が移動しなければならないということになりますので、ちょっと中学校の部分につきましては、なおさら校舎の造りが違うと思うんです。階段一つ取っても、小学校と中学校は違いますので、今回の計画の中で中学校の想定はしておりませんので、その辺のところ御理解をお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の説明で私が納得できないのは、小牛田小学校の子供たちは福祉センターに移動しています。距離が結構あります。でも、子供たちは歩いていきます。南郷の場合

は、小学校と中学校の距離はそんなにないじゃないですか。今の説明は成立しないと思います。距離があるからどうのではないです。牛飼児童館と中塚小学校は福祉センターまで来るんです、今までは。だからこの距離の問題は説明には当たらないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 学校をまたがって隣の学校を借りるよりは、本来南郷小学校の子供たちは南郷小学校の施設の中で放課後児童クラブを過ごすというのが理想かと思います。

あともう一つの大きな要因としましては、これは町の財政にとりまして、今ある施設を改修してその施設を使うよりは、今回このような大変条件のいいといいますか、普通ですと、補助率がいい場合は上限は頭打ちで、頭が出た分は町で出すというのがよくあるパターンなんですが、補助率を下げて上限もさらに倍にしているという、国のほうのこの手厚い措置を利用したほうが町にとってよいという判断で、このような形で造る方法で考えています。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員、残りは一般質問でやってください。

○9番（山岸三男君） まず分かりましたけれども、説明的に最初の今野参事が私に言った説明には、はっきり申し上げてちょっと距離的な問題ではちょっと当たらないですからね。中塚小学校も小牛田までわざわざ来ているんですから、その距離の説明は当たらないということだけ申し上げます。

ただ、補助率の条件が本当にいいから今回飛びつくみたいな話なんですけれども、ちなみにもう一つ。解体するんでしょう、前の施設、今使っている施設は。解体はするんですか、しないんですか、それだけ。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほどお話ししましたように、放課後児童クラブとそれから児童館という機能はまた別な機能なんです、児童館という機能に対して利用されている方も、日に本当に数名、一、二名の数ですが利用者もいます。その方々のために今後活用したいと考えています。しかし、今後新しく建てる放課後児童クラブ施設の中でそれも兼ねてできるのであれば、そちらのほうで兼ねてやると。その場合には、先ほどからお話ししていますように、かなり老朽化が著しく進んでいますので、解体の方向を考えていくということでございます。（「議長、次」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは4点目になりますでしょうか。その他について、これは執行部側、何かあるんですか。町長。

○町長（相澤清一君） 大変時間が押して申し訳ございません。その他ということで、まず私から申し上げさせていただきます。

これまで町と他団体が協定を締結した際は、直近の議会において行政報告を行わせていただいたところでございます。また、東日本大震災発生後、平成23年9月定例会議以降、定例会議において空間放射線量等の測定結果についても定期的に行政報告を行ってまいりました。これら行政報告の案件につきまして見直しを検討しておりますことから、議員皆様の御意見をいただきながら考えてみたいと思っているところでございます。

詳細につきましては総務課長から御説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは御説明申し上げます。

近年、自然災害等がかなり発生する中、さらには新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所対応というところが求められておるところでございます。そういった中で、この災害対応につきましても民間事業者の協力が不可欠といったところで、現在本町におきましても、災害発生時の対応強化ということで、民間事業者との災害協定等について精力的に進めているところでございます。

これまで、町と他団体が協定を締結した際については、議会で行政報告等を通じて報告をさせていただいたところでございます。ただ、民間事業者との災害等の協定につきましては、災害発生時に優先的に物資や役務の提供について協力を依頼するというのが内容的にはほとんどでございます。また、締結を希望する民間事業者とは、災害時の協定を締結して進めてまいりたいとは思っておりますが、中には公表を望まない事業者さんもありますことから、民間事業者との災害協定につきましては、行政報告案件から除いた形で、協定の締結状況を随時町のホームページ等で公開することで町民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えていきたいと思っております。

それ以外、様々な町の事業等を進めるために締結する協定等につきましては、例えば包括連携協定とか他の自治体との協定等、これらについては従来どおり行政報告を行うといった形でいきたいと考えておりますので、議員皆様の御理解等お願いできればと思っているところでございます。

それからもう一つですが、先ほど町長からお話ししたとおり、空間放射線量等の測定結果についての行政報告でございます。これまで、この結果につきましては定例議会での行政報告、さらには町の広報紙、それからホームページ等によりまして報告及び公表をしてきたところで

ございます。東日本大震災から来年3月で10年目の節目といったことから、これらの報告を令和2年度の3月会議をもって行政報告を終了させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、測定につきましてはこれからも住民の安全確保のため継続し、取り組むこととしております。その結果につきましては町のホームページで随時公表をしてみたいと考えております。また、数値等に当然変化が見られた場合等については、住民に対しまして速やかに周知を図るということと、その原因究明等も進めていくといった考え方でおりますので、これらの件についても御理解をいただければと思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 意見、質問等ございますか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 1点。先ほどの災害対応等で民間事業者との協定を結んでいる件に関して、公表を望まないというところでお話がありました。ただ、町のホームページ等のみで公表するという形なんですけれども、その場合こういった対応になるのか、お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 基本的には今言ったとおり、事業者が公表を望まない場合については、ただホームページには載せていいかどうかという部分も確認しながら、それもできればしてほしくないという事業者さんがあれば、ちょっとその辺も差し控えて、災害時に町のほうが直接その事業者に連絡を図りながら災害対応の協力をお願いするということになるかと思いますが、その辺は事業者さんの意向等も考えながら進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。よろしいですか（「はい」の声あり）

それでは、町長からの説明及び意見を求める事項については終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（大橋昭太郎君） 続きまして、その他に入ります。

来週11月13日金曜日に大崎地域市町議会議員交流会議が大崎市のアインパルラ浦島で午後1時15分から行われます。講演内容などについては、既に文書箱で10月下旬にお配りしたとおりですが、参加者名簿の提出の関係がありますので、どうしても参加できない人は事務局に申し出てください。また、例年どおり現地集合、現地解散を基本としますが、事務局で対応できる範囲において公用車に相乗りしていくこともできますので、公用車に相乗りを希望する人は申し出てください。公用車は12時40分頃の出発を予定しています。ということです。よろしいで

すか。（「今は行けない人という」の声あり）

当日都合悪い方はおりますでしょうか。全員参加ですね。（「藤田さんにはちょっと」「公用車は」の声あり）

公用車でいきたいという方は。3人です。（「飲み会はないからね」「分かっている」の声あり）

山岸議員、福田議員、千葉議員ですね。

それでは、この件についてはよろしいですね。（「はい」の声あり）

あとそれから、実は先日、二十何日かに佐藤泰夫さんから、ちょっと勘違いしているようだったんですが、議会懇談会、1週間内にまた申し込めば懇談会を開催できると勘違いしたようなんですが、それを2班の方々が修正したようですが、さらに話をしたいということで事務局のほうに申入れがございました。それで、便宜上2班と言ったかと思いますが、2班の方々に協議していただきましたが、対応できないというようなことでございました。その後、佐藤泰夫さんから、どういう形でもいいから議員の方々と話をしたいという申入れがあったそうございまして、回答期限が一応今日のようにございます。

それで、いろいろと2班の方々に協議していただいた中に、例えば事故対応とか公務災害対応とか、そういったようなものに対応できないのではないかとといったようなことなどから、2班の方々には対応できないと。

それで、やっぱり議会としてそういったような話をしたいという申入れに対しては、議会としては対応しなければならないものと思っております。そういったような中で、議員派遣までは大げさかもしれませんが、一応議長が許可できる部分というのは常任委員会での対応になるかと思しますので、内容的には中学校統合についてという形で出されております。当然統合問題というようなことで、その部分の所管は教育、民生ということになるかと思しますので、ぜひそういう対応を議会側としてもしてまいりたいと思しますので、ぜひ教育、民生の常任委員会に対応していただきたいと思います。村松議員。

○3番（村松秀雄君） 別に今の議長の発言を遮るつもりはないんですけども、遮りましたけれども。今日の説明会においても、新中学校は建設課に移っているんですね、スケジュールがね。だから、構想については我々教育、民生ですけども、建設については総務、産業、建設なんです。だったら、両方の委員会を立てていただけたらどうですか。（「全員」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 申入れでは、統合問題についてという、建設の問題はちょっとそこまでは踏み込んでいないように思いますので。

○3番（村松秀雄君） だから中身をよく聞いてください。建設も含むんですか、含まないんですかという。

○議長（大橋昭太郎君） 含めたいんですか。

○3番（村松秀雄君） 含めたいんです。

○8番（藤田洋一君） 両方の委員会の正副で行けばいい。

○13番（福田淑子君） これは委員派遣になるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 議会に出されて議長が認められる部分は委員会なんです。委員派遣としてしかないわけです。議員派遣となると議場での……（「議場で議決を受けなければならない」の声あり）ということになりますし、それから、もう一つの対応の方法としては、個人対応になると思うんです。例えば、山岸さん、ぜひ話合いをしたいからと言われたら、それはあくまでも個人対応だと思うんです。柳田さんというと、2人で対応すればいいことだと思うんですけれども。

○3番（村松秀雄君） 議長、そういうふうに一本釣りだといいですよ。だから、事務局に来て議員さんと話をしたいというのは、それ相応なりの議題を持ってこられないと対応できないわけです。今回は新中学校建設、統合問題ですか。（「統合問題ですね」の声あり）だから、ではということでやって、肅々と、するかしないか、どの委員会を派遣するかというのは、やっぱり決めていかなければならないと思います。

○13番（福田淑子君） 文書が来ているのは見ていないので、どういう中身で来たのかも分からないというのは。

○議長（大橋昭太郎君） 一応そこも、申請する側も、例えば議会の側が対応していただけるように提出すると言うんです。一応は来ました。（「申込みね」の声あり）申込みというのか、依頼というのかな。今、ずっとこういう協議が今までできませんでしたので、今日はいい機会だから、その対応について全員協議会で話そうということでございます。

○13番（福田淑子君） 要請書が来たのは分かりました。どういう中身の要請書で議長がそれに対してオーケーを出したいという考えなんでしょう、要は。

○議長（大橋昭太郎君） 出したいというよりも、議会はやっぱりそういったような申入れに対しては対応しなければならないだろうという思いです。

○13番（福田淑子君） ……だろうというのであれば、その文書を見ないで私たち判断、はい、常任委員会で審議してくださいというのも。だからどういう中身なのか分からない。

○議長（大橋昭太郎君） 今出されている部分……（「統合問題について」の声あり）

○9番（山岸三男君） 議長、私から説明しますか。

○議長（大橋昭太郎君） 結構です。

内容的な部分についてと、当初来たのは、佐藤泰夫さんを含めて6人の方と話をしたいという。（「やってもいいのではないですか」の声あり）それが、当初来たのは議会懇談会の2班の方々ともっと話合いをしたいということだったんですけれども、もう議会懇談会の分は終わっているんです。そういったような事情も事務局で説明したということですので、そうであれば対応できる形を取って、それから申請書もそのように訂正したいということで、どういう形であれ話合いをしたいということなんです。議会が対応できるように申請書を書き直すということです。

○13番（福田淑子君） 議長からのそういう話を受けて、常任委員会でまず協議しなければならないので、（「そうだと思います」の声あり）文書が何だか分からないということ……。 （「申請書が」の声あり）

○9番（山岸三男君） その前に2班で協議したことを言わなければ駄目でしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） とにかくこれは一つの前例として今後踏襲されることになる可能性もありますので、その形を、教育、民生のほうでもいただいたときにちゃんと常任委員会の中で皆さんの意見を聞いてやりたいと思いますので、今この場でそうしますからお願いしますではなくて、ちゃんとそういう文書も用意してもらって教育、民生で検討した後に……。 （「日程を組まないと、正式の会議として」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 議長の意向は分かりました。とにかくそういうものがあったら受けたい。しかし、今回の議会報告会で決まっていないことについては個人の意見ですということで説明をしてきました。そういう意味で、では機関としてやるのであれば、どこまで議会に、議員に任せてやるかというのをもう少し具体的に、この範囲しか答えては駄目ですよとなれば、これはそういうこともやらないと、このままでは説明は、個人では何というのか、その辺のことははじめというか、定めを設けて厳格にしていきたいと思います。どこでやるにしても。

○3番（村松秀雄君） 懇談会ではそうなんです。だけれども、今回はまた別な申入れです。

○14番（千葉一男君） だって機関として受ける……

○3番（村松秀雄君） 違う違う。だから、これは機関として基本的に受けなければならない方向でしょうというの。

- 14番（千葉一男君） それはそれで僕もそう思うんだけど、だけれども。
- 3番（村松秀雄君） だからみんなでどうすっぺと、そういう場合に。だから、今まで話をしていないわけでしょう。議会懇談会についてはやっているよ。だけれども、ただ普通の、一般の機関外の懇談会以外の町民の団体から来た場合の対応について、何ら話をしていないわけだ。頭も整理していないと思うけれども。
- 議長（大橋昭太郎君） 今までは対応してきたのさ、……。
- 3番（村松秀雄君） いやいや、議長、その対応というのは機関対応ではなくて個人対応でしょう。（「個人対応です」「全員個人の」の声あり）なっていたんだよね。
- 14番（千葉一男君） 今言ったのは、わざわざ、機関で受けるならと最初に言ったでしょ。個人ではそれはいいよ。
- 議長（大橋昭太郎君） だから、言えるのは、例えば議会に来て俺が判断するときは、委員会に振っていく形しかないでしょうという意味合いなんです。
- 14番（千葉一男君） それは分かる。だから、やることがどうこうではなくて、進め方をちゃんとやらないとまずいなど、それだけ。
- 議長（大橋昭太郎君） そういう意味で、もう一度佐藤泰夫さんに確認しまして、そういう形でいいかということで文書の訂正をお願いして、出していただいて、それから内容的にも多分教育、民生の分野だろうと思いますので、協議していただきたいと思います。
- 3番（村松秀雄君） 申込者に書いて変更していただくというのは、どういうところで変更させていただくんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 対応してもらえるように、新たに文書を出しますというような、訂正しますというような話が事務局のほうに出ているようです。
- 3番（村松秀雄君） こっちからの、議会からの様式なら様式をつくって、出してちょうだいと言って、一応受けるということでしょう。
- 議長（大橋昭太郎君） こっちから言って出してくださいではなく、こういう対応なら議会のほうも対応できるだろうという言い方しかできないということです。
- 3番（村松秀雄君） 例えば、何々常任委員会様と話し合いたいということでしょう。
- 議長（大橋昭太郎君） それしかないのではないかと。
- 13番（福田淑子君） 統合に関わるものなのか、建設工事に関わるものなのかで。
- 議長（大橋昭太郎君） 統合問題だそうです。
- 13番（福田淑子君） 入り口ね。

○3番（村松秀雄君） ではその辺の内容も書いていただかないと分からないんだね。対応できないんだね。

○13番（福田淑子君） 建設には関わらないんだね。

○議長（大橋昭太郎君） 建設とは書いていないようです。

○14番（千葉一男君） 私が議員やってから経験がない。よくやって、そういうのは難しいと議長は言いましたけれども、私はこんな経験ないです。個人ではあります。全く初めてのケースです。

○議長（大橋昭太郎君） 何回か、個人対応になるんでしょうけれども、まちづくりとも2回ほどやった記憶がありますし、それからもう一つあるような気がするんだけれども忘れてしまっ

て。

○3番（村松秀雄君） だからそれは個人でしょうと。一応個人でよろしいんですよね、議長。

○議長（大橋昭太郎君） 議員何人かでと言ったほうがいいのかな。

○13番（福田淑子君） 今まではね。

○14番（千葉一男君） 関心のある人は集まってくださいという。

○議長（大橋昭太郎君） 取扱い上は、個人対応ということになるんだと思います。

○10番（柳田政喜君） 教育、民生のほうに一度振って、とにかく正式な会議を設けて決めたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） そうですね。分かりました。

ではその件についてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

その他の議会だよりから、前原議員。

○11番（前原吉宏君） 議会だよりの編集委員会から、また協力のお願いでございます。

前回8月19日の全員協議会で、各議員の写真の使用について撮影の協力をお願いした、一度お話しさせていただきました。前回は一般質問の方だけという形になってしまったんですけれども、言葉足らずで、全員の写真を撮りたいという部分もございました。ですので、そういうのも含めて、今回の63号の編集委員会において、一般質問の目次のページがございます。皆さんの顔写真を、臨場感を持って撮る写真のページではなく、一般質問がありますよという見出しのページでございます。そこで使っている議員の写真が、よく見ていただきますと、改選後、最初の議会のとときに議場で撮影した集合写真を使っております。これはそれなりにきれいに撮ってあるんですけれども、年数が経過しますと、議会だよりのそれぞれの一般質問のページのある臨場感のある写真と大分タイムラグがありまして、余りいい感じではないと。ですので、

現在の一般質問のページのところの写真を年に1回、12月に、各個人の写真を撮っていただきたいという結論になりました。ですので、3月と9月は事務局も忙しいので、12月の定例会中に各個人の議員の写真をお願いしたいということでございます。

皆様、よろしくお願いします。

○13番（福田淑子君） この間撮った人は要らないんでしょう。

○11番（前原吉宏君） 前は8月だったので夏服装だったんです。ですので、今回はネクタイを締めているので、これを1年間使わせていただくという形になりますので、皆さん協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） あと、昨日議会運営委員会が開かれた中で、忘年会等についての協議も行いましたので、議運の委員長から。

○3番（村松秀雄君） 忘年会につきましては12月会議終了後、町内でやります。場所は未定、時間は5時半から、泊まりはしない。任意でございます。強制ではございません。

あとは、今度の11月19日、町の定例表彰があります。今回は大橋議長が議員として表彰になりますので、お祝い会を友栄会館で、5時半スタート。11月19日です。

先ほど言った忘年会については、取りあえず12月10日、最終日。9日で終わっても10日にしますから、一応日にちを決めないといけないと動けませんので。場所は未定でございます。

11月19日と12月10日、よろしくお願いします。どちらも5時半です。会費は積立て。（「忘年会は積立てですか」の声あり）全部、どちらもだよね。（「あるのかな」の声あり）会費については取りあえず上限5,000円でございますので連絡します。積立てか集金をするか。よろしくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまです。

ほかに皆様からございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、これをもちまして全員協議会を終了します。

副議長から閉会の挨拶をお願いします。

○副議長（我妻 薫君） 大分日が短くなって、もう暗くなってきました。寒さも厳しくなると、新型コロナもまた猛威を振るう危険性もあるようですから、健康には十分留意して年末まで、取りあえず忘年会の話も出ましたので、それまでは元気に過ごしてください。

今日は遅くまで大変御苦労さまでした。

午後5時22分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月5日

美里町議会議長